

介護老人保健施設 たきざわ 重要事項説明書

介護老人保健施設 たきざわ のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 たきざわ
- ・開設年月日 平成28年2月1日
- ・所在地 岩手県滝沢市鶴飼笹森 42 番地 2
- ・電話番号 019 - 684 - 1154・ファックス番号 019 - 613 - 3021
- ・管理者名 施設長
- ・介護保険事業者番号 0371600164

(2) 施設の目的と運営方針

〔目的〕 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔運営方針〕

老人保健法の基本理念に基づき、要介護老人のニーズに応じた介護ケアと生活サービスを一体的に提供すると共に、家庭復帰を最終目標とする施設運営をする。また、施設外では在宅介護に取り組む家族を支援する機能を持つ施設として、地域住民に直結した介護サービスを展開する。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業 務 内 容
・医 師	1 人	1 人		利用者の症状及び心身の状況、日常的な医学的管理を行う。
・看護職員	18 人		3 人	利用者の健康管理に関すること。
・薬剤師		1 人		服薬管理、指導を行う。
・介護職員	27 人		2 人	身の回りの世話及び介護業務を行う。
・支援相談員	2 人			利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。
・理学療法士	2 人	1 人		リハビリ業務全般を行う。
・作業療法士	2 人	1 人		リハビリ業務全般を行う。
・管理栄養士	2 人			利用者の給食献立の作成、嗜好調査及び栄養指導ならびに栄養ケアに関すること。
・介護支援専門員	1 人			施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
・事務職員	3 人			施設の事務を担当する。
・その他				調理員等、施設の調理業務全般（委託）

(4) 入所定員等 ・定員 99名

- ・療養室 個室 3室、 2人室 2室、 4人室 23室

2. 介護保健施設サービス サービス内容

施設サービス計画の立案	担当介護支援専門員は利用者とその家族（身元引受人等を含む）の希望を取り入れ、関係職種の職員と協議をし計画の立案をします。計画の内容説明後に署名捺印にて同意をいただくものとします。
食事	朝食：8時00分～、昼食：12時00分～、夕食：18時00分～
入浴	週に2回。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。（利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
医学的管理・看護	医師による医学的管理（平日昼間） 看護師による日常的な医療処置への対応（24時間体制）
介護	施設サービス計画に基づいて実施します。
機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）	施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したのですが、利用者の状況に応じた内容を実施します。
相談援助サービス	
理美容サービス	別途料金（自費）にて、委託業者が施設内で行います。
行政手続代行	

3. 利用料金（利用者負担の額） ※保険給付の自己負担額は、負担割合証の負担割合によります。

（1）基本料金（保険給付の自己負担額）

令和6年9月1日改定

区分	サービス内容略称		1 割負担	2 割負担	3 割負担	備 考
介護度別施設利用料	従来型 個室	要介護 1	758 円	1,516 円	2,274 円	介護保健施設サービス費（Ⅱ－i） 療養型
		要介護 2	843 円	1,686 円	2,529 円	
		要介護 3	960 円	1,920 円	2,880 円	
		要介護 4	1,041 円	2,082 円	3,123 円	
		要介護 5	1,117 円	2,234 円	3,351 円	
	多床室	要介護 1	839 円	1,678 円	2,517 円	介護保健施設サービス費（Ⅱ－ii） 療養型
		要介護 2	924 円	1,848 円	2,772 円	
		要介護 3	1,044 円	2,088 円	3,132 円	
		要介護 4	1,121 円	2,242 円	3,363 円	
		要介護 5	1,197 円	2,394 円	3,591 円	
その他の施設利用料	夜勤職員の勤務条件基準を満たさない場合		-3%	-3%×2	-3%×3	
	入所者の数が定員を超える場合		-30%	-30%×2	-30%×3	
	職員の人数が基準に満たない場合		-30%	-30%×2	-30%×3	
	身体拘束廃止未実施減算（1 日につき）		-10%	-10%×2	-10%×3	施設内で身体拘束未実施に取り組んでいない場合
	安全管理体制未実施減算（1 日につき）		-5 円	-10 円	-15 円	事故発生又は再発防止の措置が講じられていない
	高齢者虐待防止措置未実施減算		-1%	-1%×2	-1%×3	虐待の発生又は再発防止の措置が講じられていない
	業務継続計画未策定減算		-3%	-3%×2	-3%×3	業務継続計画を策定していない場合
	栄養管理の基準を満たさない場合		-14 円	-28 円	-42 円	
	夜勤職員配置加算		24 円	48 円	72 円	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ		258 円	516 円	774 円	LIFE 実施、入所から 3 月以内に集中的にリハを実施
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ		200 円	400 円	600 円	入所から 3 月以内に集中的にリハを実施
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ		240 円	480 円	720 円	退所後の生活先を訪問しリハ計画を作成
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ		120 円	240 円	360 円	認知症の者に 3 月以内に集中的にリハを実施
	若年性認知症入所者受入加算		120 円	240 円	360 円	若年性認知症の利用者にサービスを提供
	外泊時費用		362 円	724 円	1,086 円	介護度別施設利用料に代わる外泊時料金（月 6 日以内）
	ターミナルケア加算 1		80 円	160 円	240 円	死亡日以前 31 日～45 日までにターミナルケアを実施
	ターミナルケア加算 2		160 円	320 円	480 円	死亡日以前 4 日～30 日までにターミナルケアを実施
	ターミナルケア加算 3		850 円	1,700 円	2,550 円	死亡日以前 2 日～3 日までにターミナルケアを実施
	ターミナルケア加算 4		1,700 円	3,400 円	5,100 円	死亡日にターミナルケアを実施。
	療養体制維持特別加算Ⅰ		27 円	54 円	81 円	介護療養型老健施設転換前の療養体制を維持
	療養体制維持特別加算Ⅱ		57 円	114 円	171 円	入所者のうち喀痰吸引や経管栄養を実施し著しい精神症状、周辺症状、重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来す症状等頻繁で、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が 50%以上
	初期加算Ⅰ		60 円	120 円	180 円	医療機関一般病棟入院後 30 日以内に入所した場合
	初期加算Ⅱ		30 円	60 円	90 円	入所してから 30 日以内に算定
	退所時栄養情報連携加算		70 円	140 円	210 円	特別食、低栄養状態の入所者の退所先医療機関等に情報提供した場合
	再入所時栄養情報連携加算		200 円	400 円	600 円	医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成
	入所前後訪問指導加算Ⅰ		450 円	900 円	1,350 円	入所前に自宅等訪問しサービス計画作成、診療方針決定
	入所前後訪問指導加算Ⅱ		480 円	960 円	1,440 円	
	試行的退所時指導加算		400 円	800 円	1,200 円	退所が見込まれる者に対し療養上の指導を実施
	退所時情報提供加算Ⅰ		500 円	1,000 円	1,500 円	入所者が居宅へ退所した場合に情報提供実施
	退所時情報提供加算Ⅱ		250 円	500 円	750 円	入所者が医療機関へ退所した場合に情報提供実施
	入退所前連携加算Ⅰ		600 円	1,200 円	1,800 円	居宅介護支援事業者と入退所前から連携し情報提供

	入退所前連携加算Ⅱ	400円	800円	1,200円	供、サービス調整を実施
その他の施設利用料	訪問看護指示加算	300円	600円	900円	訪問看護ステーションへ訪問看護指示書を交付
	協力医療機関連携加算Ⅰ	100円	200円	300円	病状急変時等の相談体制、診療を行う体制や入院先の確保を実施
	協力医療機関連携加算Ⅱ	5円	10円	15円	
	栄養マネジメント強化加算（1日につき）	11円	22円	33円	栄養マネジメントを実施した場合
	経口移行加算（1日につき）	28円	56円	84円	経口摂取に移行するため栄養管理を実施
	経口維持加算Ⅰ（1月につき）	400円	800円	1,200円	経口摂取を維持するため栄養管理を実施
	経口維持加算Ⅱ（1月につき）	100円	200円	300円	
	口腔衛生管理加算Ⅰ（1月につき）	90円	180円	270円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施、介護職員へ助言指導を実施
	口腔衛生管理加算Ⅱ（1月につき）	110円	220円	330円	
	療養食加算（1回につき）	6円	12円	18円	療養食を提供した場合（1日3回限度）
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140円	280円	420円	入所前の主治医と連携し薬剤を評価・調整
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70円	140円	210円	施設において薬剤を評価・調整
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240円	480円	720円	LIFE実施、処方にあたり必要な情報を活用
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100円	200円	300円	
	緊急時治療管理	518円	1,036円	1,554円	救命救急医療が必要な者に対し利用を実施
	所定疾患施設療養費Ⅰ	239円	478円	717円	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する治療を実施
	所定疾患施設療養費Ⅱ	480円	960円	1,440円	上記に加え前年度の治療状況を公表、医師が研修を受講済
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	6円	9円	認知症自立度Ⅱ・Ⅲ以上の利用者の割合、研修修了者の配置、認知症ケアの指導等実施
	認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	8円	12円	
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円	300円	450円	認知症利用者50%以上、専門研修終了1名以上のチーム配置、値の測定、カンファレンス実施等
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円	240円	360円	認知症利用者50%以上、値の測定、カンファレンス実施等
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	400円	600円	認知症により緊急入所が必要な者にサービスを提供
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53円	106円	159円	LIFE実施、計画の見直し、有効な実施のために必要な情報を活用
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33円	66円	99円	
	排せつ支援加算Ⅰ（1月につき）	10円	20円	30円	LIFE実施、排尿・排便状態の改善、おむつ使用の改善、尿道カテーテル抜去に至った場合
	排せつ支援加算Ⅱ（1月につき）	15円	30円	45円	
	排せつ支援加算Ⅲ（1月につき）	20円	40円	60円	
	自立支援促進加算（1月につき）	300円	600円	900円	LIFE実施、3月に1回データ提出
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40円	80円	120円	
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	60円	120円	180円	
	安全対策体制加算	20円	40円	60円	組織的に安全対策を実施する体制を整備
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円	20円	30円	第二種協定医療機関との連携、年1回研修に参加
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円	10円	15円	医療機関から3年に1回以上実地指導を受ける
	新興感染症等施設療養費	240円	480円	720円	感染症の入所者に介護サービスを行った場合（月5日）
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円	200円	300円	テクノロジーを複数導入し年1回効果データを提供
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円	20円	30円	テクノロジーを1つ以上導入し年1回効果データを提出
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	44円	66円	介護職員のうち介護福祉士・常勤職員・勤続年数の割合により算定
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	36円	54円	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	12円	18円	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	×7.5%	×2×7.5%	×3×7.5%	介護職員等の処遇を改善した場合
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	×7.1%	×2×7.1%	×3×7.1%	
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	×5.4%	×2×5.4%	×3×5.4%	

介護職員等処遇改善加算Ⅳ	×4.4%	×2×4.4%	×3×4.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	×6.7%	×2×6.7%	×3×6.7%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	×6.5%	×2×6.5%	×3×6.5%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	×6.3%	×2×6.3%	×3×6.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	×6.1%	×2×6.1%	×3×6.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	×5.7%	×2×5.7%	×3×5.7%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	×5.3%	×2×5.3%	×3×5.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	×5.2%	×2×5.2%	×3×5.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	×4.6%	×2×4.6%	×3×4.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	×4.8%	×2×4.8%	×3×4.8%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	×4.4%	×2×4.4%	×3×4.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	×3.6%	×2×3.6%	×3×3.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	×4.0%	×2×4.0%	×3×4.0%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	×3.1%	×2×3.1%	×3×3.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	×2.3%	×2×2.3%	×3×2.3%	

（２）特別療養費(保険給付の自己負担額)

項 目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備 考
感染対策指導管理	6 円	12 円	18 円	1 日につき
褥瘡対策指導管理	6 円	12 円	18 円	1 日につき
初期入所診療管理	250 円	500 円	750 円	入所中 1 回又は 2 回
重度療養管理	120 円	240 円	360 円	1 日につき
特定施設管理	250 円	500 円	750 円	1 日につき
重度皮膚潰瘍管理指導	18 円	36 円	54 円	1 日につき
薬剤管理指導	350 円	700 円	1,050 円	週 1 回（月 4 回まで）
医学情報提供	250 円	500 円	750 円	1 退所につき 1 回
リハビリテーション指導管理	10 円	20 円	30 円	1 日につき
摂食機能療法	185 円	370 円	555 円	月 4 回まで

（３）その他の料金（保険給付外の自己負担額）

	サービス内容略称	日 額	備 考
食 費	食費 (1 日につき)	利用者負担 第 1 段階	300 円
		利用者負担 第 2 段階	390 円
		利用者負担 第 3 段階①	650 円
		利用者負担 第 3 段階②	1,360 円
		上記以外の方	1,750 円
居住費	従来型個室 (1 日につき)	利用者負担 第 1 段階	550 円
		利用者負担 第 2 段階	550 円
		利用者負担 第 3 段階	1,370 円
		上記以外の方	1,728 円
	多床室 (1 日につき)	利用者負担 第 1 段階	0 円
		利用者負担 第 2 段階	430 円
		利用者負担 第 3 段階	430 円
		上記以外の方	437 円

(4) その他の費用

		金 額	備 考
そ の 他	電気料（使用品目1種・1日につき）	55 円	家電製品持込の場合（テレビ、充電器等）
	私物の洗濯代	実費	
	特別室使用料（1日につき）	662 円	3 部屋（410 号室、411 号室、504 号室）
	家族控室使用料（1 人につき）	1,100 円	寝具代含む
	エンゼルケア（浴衣有）	9,870 円	処置料、材料費（浴衣、お顔カバー、エンゼルウェイフォーム）
	エンゼルケア（浴衣無）	8,440 円	処置料、材料費（お顔カバー、エンゼルウェイフォーム）
	健康管理費 予防接種費	実費	※接種料金は国や市町村等により設定される場合があります。変動します。 ※各市町村の助成制度により自己負担額は変動します。
	特別な食事の費用	実費	
	文書料	実費	

※ 上記以外にも、利用者・家族等からの依頼による教養娯楽費等につきましては、実費徴収とさせていただきます。

※ 上記「(4) その他の費用」については、利用者・家族等からの申し出につき算定する費用であり、一律に徴収するものではありません。

4. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。その他、利用者の指定医療機関がある場合は、予め入所時に申し出下さい。

・協力医療機関

- ・名 称 滝沢中央病院
- ・住 所 滝沢市鶴飼笹森42-2

- ・名 称 未来の風せいわ病院
- ・住 所 盛岡市手代森9-70-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ゆとりが丘きくち歯科医院
- ・住 所 滝沢市土沢476-3

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合、また、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介させていただきます。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用者又はその家族（身元引受人等を含む）より指定されている連絡先に連絡いたします。

6. サービス内容に関する相談・苦情

当施設は、利用者又はその家族（身元引受人等を含む）からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の整備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。また、各市町村や岩手県国民健康保険団体連合会等にも窓口がございます。そちらでも対応しております。

（１）当施設、利用者相談・苦情窓口（担当者）

- ・相談・苦情受付窓口（担当者）
支援相談員（電話 019-684-1154）
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時）

（２）当施設以外の市町村の相談・苦情窓口

受付先	住 所	電話番号
滝沢市健康福祉部高齢者支援課	滝沢市鶴飼中鶴飼 55	019-684-2111
岩手県国民健康保険団体連合会	盛岡市大沢川原 3-7-30	019-604-6700
盛岡市役所事業所指定係	盛岡市内丸 12-2	019-626-7562
雫石町役場	雫石町千刈田 5-1	019-692-6401
盛岡北部行政事務組合	八幡平市平館第 27 地割 49	0195-74-2716

※住所地の介護保険担当部署に苦情を申し立てる事ができます。

7. 施設利用に当たっての留意事項

介護保険証のお預かり	介護保険証は、入所中はお預かりいたします。
面会時間	午前10時から午後8時までです。
外出・外泊	希望される場合は、看護師にお申し出下さい。
飲食物の持ち込み	ご家族やご面会者の方々の利用者に対する食べ物等の持参は極力少量にとどめていただき、食べ残し等による食中毒の予防にご理解、ご協力をお願いします。希望される場合は、看護師にお申し出下さい。
日常生活必需品の確認、補充	消耗品類は家族（身元引受人等を含む）で用意いただきます。家族等が用意する場合は定期的に確認、補充をお願いします。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品の管理は、利用者に応じて対応しておりますが時に金銭のトラブルを生じる場合がありますので、多額の手持ちは控えていただくようお願いいたします。ただし、事務室でのお預かりを希望される方はお申し出下さい。
所持品の持ち込み	私物の持ち込みは、必要最小限にして、必ずご記名下さい。
連絡先の確認	利用者又はその家族（身元引受人等を含む）に住所や電話番号など変更がある場合は、事務まで必ずお知らせ下さい。
施設内の環境衛生の保持	感染予防や施設内の清潔環境を保つためにご協力をお願いすることがあります。
火気の取扱い	許可なく施設内での火気の使用を禁じます。
ペットの持ち込み	禁止しております。
危険物の持ち込み	禁止しております。
施設外での医療機関等の受診	主治医にご相談ください。
身体介護及び機能訓練について	介護老人保健施設の理念は、「利用者の自立した生活を営む事を支援し、家庭復帰を目指し地域や家庭との結びつきを目指す」事にあります。当施設は医療と福祉の中間施設ですので治療を主とした行為は限定されております。当施設では、身体介護及び機能訓練に重点を置いております。その為、出来る限りベッド上でのみでの生活を控え、集団生活や作業等を通じて日常生活面での身体機能低下を予防する等の介護を主に行っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。
入所期間について	当施設は、終身の入所可能な施設ではございません。3ヶ月、6ヶ月等一定期間ごとの入所見直し及び検討がなされる事をご理解願います。
医療機関の受診について	利用者の病気や怪我及び急変時でやむを得ず医療機関での診察を要する事が生じた場合は、出来る限り速やかに家族等に連絡を差上げます。尚、家族等から申し出のない限り協力病院への受診となります。又利用者が外出や外泊時に他の医療機関（眼科・耳鼻科・歯科等）を受診する際は必ず事前にご相談ください。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器及び通報装置、漏電火災警報機
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。